

◇◇◇ケアサポート長岡 教育センター◇◇◇

令和7年度 喀痰吸引等研修（第1号・第2号研修）

募集要項

1、研修目的・・・医療的管理を必要としている高齢者、身体障害者の増加に伴い、居宅や介護保険施設等に於いて、安全に喀痰吸引等を実施できる介護職員養成を目指します。

2、研修名称・・・ケアサポート長岡教育センター 喀痰吸引等研修（第1号・第2号研修）

3、研修期間・・・基本研修（講義、演習）：（研修場所：ケアサポート長岡 教育センター 研修室）

【研修期間】 令和7年8月23日（土）～10月25日（土）※免除なしの場合
※人数等によっては、予備日を設ける場合があります

※【2月生】「基本研修」（介護福祉士実務者研修通信課程、16時間補講のみ予定）

実地研修：原則として基本研修修了後6か月以内、受講生所属施設（委託）で研修を行います。

《研修日程》

2025	基本研修(講義)		基本研修(演習)	実地研修
日程	8月23日(土) 9:30～17:30	9月20日(土) 9:30～17:30	10月18日(土) 9:00～18:00	原則として基本
	8月30日(土) 9:30～17:30	9月27日(土) 9:30～17:30	10月25日(土) 9:00～18:00	研修修了後、
	9月6日(土) 9:30～17:30	10月4日(土) 9:30～17:30	(11月1日(土) 予備日)	6か月以内に
	9月13日(土) 9:30～17:30	10月11日(土) 9:30～15:30	※実務者研修(通信課程)16時間補講も含む 日程:9/6, 9/27, 10/11(最終日AMのみ)	実施します。

*カリキュラム、時間割は都合により変更する場合があります

※【2月生】「基本研修」（介護福祉士実務者研修通信課程、16時間補講のみ予定）

4、募集期間（申し込み人数によっては日程等変更の相談をさせて頂く事があります）

【8月生】～令和7年8月8日まで

*やむを得ず募集期間を過ぎた場合、電話でも相談可能です。



5、受講資格

- ・新潟県内に住所のある者又は新潟県内に所在する施設、事業所に勤務している者。
- ・所属している施設（事業所）の長の推薦が得られ、全研修日程に確実に出席可能な方。
- ・当社が案内する賠償責任保険に加入できる方。

6、募集定員

(各回) 20名以内

7、研修内容及び受講料

【別表】1-1をご参照下さい

8、研修について

(1) 講義及び筆記試験

- ・50時間の講義終了後に筆記試験（四肢折一、50問、60分）を実施し、知識の定着を確認します。
- ・正解率が9割以上の者を合格と認定します。（当該試験の再試験は1回までとして9割以上を合格と致します。 再試験料￥2000）
- ・再試験が不合格の場合には、基本研修の履修は無効となりますのでご注意下さい。

(2) 演習

- ・シミュレーター（人体模型）を用いた演習を実施し、技能の習得を確認します。

区分	行為	回数
たんの吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部の吸引	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう(滴下型/半固体型)	※いずれも5回以上
	経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法		1回以上

※「半固体型」栄養剤の実地研修を行う場合は、「滴下型」栄養剤及び「半固体型」栄養剤の演習をいずれも5回以上実施する

(3) 実地研修

- ・実地場所：指導者の配置がある受講生所属の施設及び当社紹介の関連施設。
- ・内容：指導者の指導、監視のもと、利用者の協力を得て、所定の実地研修を行います。

(実地研修の実地回数)

区分	行為	回数	
		第1号研修	第2号研修
たんの吸引	口腔内吸引	10回以上	10回以上
	鼻腔内吸引	20回以上	20回以上
	気管カニューレ内部の吸引	20回以上	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう(滴下型/半固体型)	20回以上	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上	20回以上

- ・実地研修機関について

〈実地研修機関選定基準〉

- ・国又は県の指導者講習を修了し、実地研修を指導することができる医師又は看護職員（看護師、保健師及び助産師）との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。
- ・書面による医師の指示を受け、実地研修を実施することができること。
- ・利用者本人から同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下「実地研修協力者」という。）に対して研修の趣旨を説明した上で、実地研修への協力について書面による同意承認を受けることができること。
- ・事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置及び事故対応等に係る記録及び保存等を含む。）について、体制を整備することができること。
- ・実地研修協力者の秘密保持（関係者への周知徹底を含む。）等に関する規定を整備することができること。
 - ・出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存できること。

9、実地研修における保険の加入

研修の受講に当たって、当社が案内する賠償責任保険に加入していただきます。

10、受講料の返還

一旦納付された受講料は原則として返還いたしません。

11、研修の一部履修免除について

過去に一定の研修を修了された方については研修の一部が履修免除になります。

免除科目については【別表】1－2をご参照下さい。また免除の対象となる研修を修了している方は、受講申込書に当該研修を修了したことが確認できる書類のコピーを添付して下さい。

12、申し込み方法

郵送により次の書類を以下の申し込み先に提出して下さい。

受講申し込みは施設、事業所毎に行い、申し込み者が複数の場合は優先順位をつけて申し込んで下さい。

《様式1》 ケアサポート長岡 教育センター 喫痰吸引等研修 推薦状

《様式2》 ケアサポート長岡 教育センター 喫痰吸引等研修 受講申込み書

《提出先》 〒940-0086 新潟県長岡市西千手3丁目2-4

ケアサポート長岡 教育センター 研修担当（元井／林）

*問い合わせ先：TEL 0258-89-8821 FAX 0258-89-8826

*返信用封筒を同封して下さい。（長形3号サイズ＝A4サイズ3つ折り）

封筒には宛名、郵便番号、事業者名、担当者名を必ず記載の上、84円切手を貼って下さい。

13、受講決定方法

定員を超える申し込みがあった場合は、施設、事業所から優先順位を勘案し、受講生を決定します。ただし、第1号研修を優先させていただきます。

14、受講決定（不決定）の通知方法

申込者に対し、受講決定（不決定）通知を郵送します。通知については、原則的に受講開始日の7日前に到着するよう発送いたします。通知が届かない方については、お手数ですがお問い合わせ願います。

15、留意事項

- ・所属長は、研修の全課程を確実に受講できる方を推薦して下さい。無断で欠席をした場合や、受講期間中に所属事業所を退職した場合は、研修を修了することができない場合があります。
 - ・基本研修（講義）を欠席した場合、当研修所が指定する補講（別途料金を添えて）受講する必要があります。やむを得ない理由での遅刻早退に関しては、10分までは出席扱いとしますが連絡を必要とします。それ以外は欠席扱いとなり、上記同様、補講が必要となります。
 - ・基本研修（講義）終了後の筆記試験において、合格基準（正解率9割以上）に満たなかった場合は不合格となり、後日、再試験をしていただきます。但し、再試験正解率が9割以下の者については、当研修所の基本研修の履修が無効となりますのでご注意下さい。
 - ・研修受講中に著しく公序良俗に反する言動や行動、または、講義を妨害・中止に追い込むような行為並びに、講師他に対しての暴力行為があった場合は、その場にて退出命令を出し、後程に除籍・退学処分にすることがあります。
 - ・退学処分並びに、やむを得ない事由による研修を修了することができなかった場合でも受講料の返還はできません。
- * ④ 受講者所属の施設以外の実地研修をご希望の場合は別途料金（指導料￥31500、事務処理費￥3000）がかかります。

